

## 暴風雨の後の営農技術対策(秋まき小麦)

平成27年10月15日  
北海道農政部

10月1日～3日及び8日～9日の暴風雨被害により、秋まき小麦ほ場において土砂流亡や滞水があり、生育に影響がでる恐れがあります。

次の事項に注意して被害の軽減に努めてください。

- ・排水対策を徹底し、越冬前後の生育を良好にする。
- ・良質麦の安定確収のため、雪腐病防除を徹底する。
- ・春まき小麦初冬まき栽培は、ほ場の排水対策に努め、越冬個体数を確保する。
- ・農薬の使用に当たっては「農作物病害虫・雑草防除ガイド」(以下「防除ガイド」)を遵守する。

### 1 排水対策

秋まき小麦は、越冬前に滞水したり過湿状態になると生育が停滞するので、溝を切るなどの排水対策に努める。特に転換畑や排水不良地では、畦畔の切断や額縁明きよなどの簡易排水溝を施工し、湿害や地表水の凍結を回避する。

### 2 雪腐病防除

良質麦の安定生産のために、雪腐病防除の薬剤散布を徹底する。今回の降雨の前に散布したほ場は、薬剤に定められた使用回数に留意し再散布を行う。

防除効果が低下するため、より根雪に近い時期に散布することが可能なので、薬剤に定められた使用回数に留意して確実に散布する。

根雪前のは場条件が悪く、トラクターによる防除作業が困難な場合は無人ヘリによる散布を検討する。

無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領」(平成26年9月18日付け26消安第2959号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)第3の2に基づき、散布の実施月の前月末までに北海道産業用無人ヘリコプター安全推進協議会を通じ、道農政部及び農林水産省に報告することとされていること。
- (2) 平成27年9月11日公布の改正航空法では、無人航空機(無人ヘリコプター、ドローン等)の飛行について、当該申請に係る飛行開始予定日の15日前までに申請書を提出することが予定されていること。
- (3) 無人ヘリ防除作業時には次の事項を守り、適正な防除を行う。
  - ・ 散布は、各使用機種の使用基準に従って実施する。
  - ・ 微量散布装置以外の散布器具は使用しない。

- ・ 散布機種に適合した散布装置を使用する。
  - ・ 作業中、薬液が漏れないように機体の配管その他装置の十分な点検を行う。
  - ・ 薬液の飛散によって自動車やカーポートタンの塗装などに影響を与えないよう、散布区域内の諸物件に十分留意する。
  - ・ 水源地、飲料用水等に本剤が飛散流入しないように十分注意する。
  - ・ 作業終了後、機体散布装置は十分に洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理する。
- (4) 無人ヘリによる薬剤の再散布にあたっては、無人ヘリ登録薬剤を使用するとともに、降雨前に防除していた場合、残効性の有無及び地上防除かヘリ防除かにかかわらず散布回数にカウントされるので、散布した薬剤の防除回数、希釈倍数に注意する。